

在外選挙人登録の公報改善

外務省  
@MofaJapan_jp

外務省は、総務省と協力し、新規海外渡航者に向けた在留届、在外選挙人名簿登録、マイナンバーカード国外継続利用についての広報資料を作成しました。

mofa.go.jp/mofaj/press/re...

Translate post



9:02 PM · Feb 26, 2025 · 18.7K Views



転出届を提出したら
いよいよ海外赴任!
あとはこの3つ!

TM パスポートくん



① 在留届の提出

3か月以上国外に滞在する場合、在留届の提出が義務です！
滞在中、安全に関する情報を受け取ることができます。

[出国90日前からオンラインで提出できます](#) →



② 在外選挙人名簿への登録

国外からも衆議院・参議院の国政選挙に投票できます！
出国前に「[出国時申請](#)」を行い、出国後に現地の日本大使館・総領事館から「[在外選挙人証](#)」を受け取ります。



③ マイナンバーカード

出国前に「[国外継続利用申請](#)」を行うことで、国外でもお手持ちのマイナンバーカードを引き続き利用できます！



滞在先では、パスポートの
盗難・紛失にご注意を！

在留届

現地での住所や電話番号が決まっていなくても、
90日前からオンラインで提出できます。

在留届を提出していると、こんなに安心

■ 現地の日本大使館・総領事館から領事メールが届きます

現地の危険情報、スト情報、災害情報などの安全情報を始めとする滞在に不可欠な情報が配信されます。



ここからアクセスしてね！
**外務省
オンライン在留届**
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

在外選挙人名簿への登録（出国時申請）

<申請できる方>

国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方
(転出予定日までに当該最終住所地に3か月以上居住している方に限る。)



<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日まで

STEP 1

最終住所地の市区町村の選挙管理委員会に対し、本人確認書類（パスポート・マイナンバーカード・運転免許証など）を提示して、在外選挙人名簿への登録を申請する。

STEP 2

在留届を提出する。
※ 出国前に現地での住所が決まっていない方は、現地での住所が決まり次第、在留届の住所欄のアップデートをお願いします。

STEP 3

出国後、現地の日本大使館・総領事館から連絡を受けたら、窓口又は郵送（ご自身で選択できます。）で在外選挙人証を受け取る。

※ 出国後に日本大使館・総領事館で在外選挙人名簿への登録を申請することもできます。

マイナンバーカード（国外継続利用申請）

<申請できる方>

国外への転出を予定しており、転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方



<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日の前日まで

※ 出国後に日本大使館・総領事館で新たに国外転出者向けマイナンバーカードを申請することもできます。